

みんなの人権

人権問題の理解のために

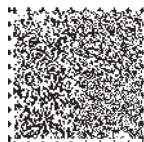


この冊子には、音声コードが各ページ右下、左下に印刷されています。専用の読上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

令和 6 (2024) 年 2 月



東京都



まえがき

私たちは皆、自分の存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる権利「人権」を持っています。しかし、いじめや虐待、ハラスメントなど、他者の人権を考えないような問題が後を絶ちません。

私たちは家庭や地域、職場、学校などで多くの人と関わり合いをもって生きています。その中で、一人一人が自分らしく生き、そして、他の人たちとともに皆が幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。今日では、多様な個性をもった人々が自由に参加でき、支え合う社会を作るため、法制度の整備をはじめ、様々な取組が進んできています。

また、企業活動は、従業員、取引先、消費者、地域の住民など多くの人たちとの信頼関係に基づいて成り立っています。企業は、その社会的責任を果たすため、人権を尊重することが求められています。

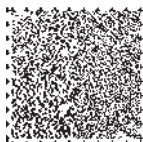
私たちにとって大切なことは、誰もが幸せに暮らせるよう、お互いを思いやり、生活習慣・文化・価値観などの多様性や人権を尊重する社会を築いていくことです。

東京都では、「東京都人権施策推進指針」（平成 12（2000）年策定、平成 27（2015）年改定）及び「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（平成 30（2018）年制定、令和 4（2022）年一部改正）に基づき、人権施策を総合的に推進しています。

この冊子は、「東京都人権施策推進指針」等において重要課題とされているものを中心に、様々な人権課題について取り上げたものです。

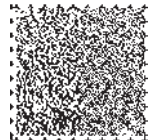
都民の皆さんが人権問題を理解し、人権について考えるきっかけになれば幸いです。

令和 6（2024）年 2 月
東京都総務局人権部



目次

全ての人が尊重される社会を目指して	1
主な人権課題	
① 男女平等参画社会の実現に向けて	3
－ 女性の人権問題 －	
② 子供の育成、それは大人の責任です	5
－ 子供の人権問題 －	
③ 豊かな高齢社会を実現するために	7
－ 高齢者の人権問題 －	
④ 障害の有無にかかわらず共生する社会とバリアフリー	9
－ 障害者の人権問題 －	
⑤ わが国固有の人権問題です	11
－ 同和問題（部落差別） －	
⑥ 民族としての誇りを尊重していますか？	13
－ アイヌの人々の人権問題 －	
⑦ 東京に暮らしているのは日本人だけではありません	15
－ 外国人の人権問題 －	
⑧ 病気の苦しみを一層深めてはいませんか	17
－ HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等の人権問題 －	
⑨ 犯罪被害者やその家族に必要なのは周囲の理解と支援です	19
－ 犯罪被害者やその家族の人権問題 －	
⑩ 人権意識を持ってインターネットを利用しよう	21
－ インターネットによる人権侵害 －	
⑪ 北朝鮮による拉致問題は重大な人権侵害です	22
－ 北朝鮮による拉致問題 －	
⑫ 災害の発生に伴う人権問題があります	23
－ 災害に伴う人権問題 －	
⑬ 様々なハラスメントが問題になっています	24
－ ハラスメント －	
⑭ からだとこころの性が一致せず苦しんでいる人がいます	25
－ 性自認 －	
⑮ 性のあり方は様々です	26
－ 性的指向 －	
⑯ 路上生活者（ホームレス）の一日も早い自立のために	27
－ 路上生活者の人権 －	
⑰ ほかに人権問題は数多くあります	28
－ 様々な人権課題 －	
むすびに	30
《資料》人権に関する国際規約や法律など	31
《参考》相談機関のご案内	43



全ての人が尊重される 社会を目指して

「人権って何だろう？」
考えてみませんか



人権の世紀

21世紀は「人権の世紀」といわれています。20世紀、人類は二度にわたり世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした二つの大戦への反省から、第二次大戦後、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。そして、昭和23(1948)年12月10日、国際連合は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたった世界人権宣言を採択したのです。

「人権の世紀」—これには、20世紀の経験を無駄にせず全人類の幸せが実現する時代にしたい、という願いが込められています。

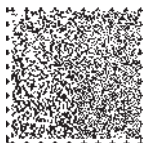
人権教育のための世界計画

国際連合は1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と位置づけ、各国に国内行動計画を定めることを求めました。この取組は2004年で終了しましたが、2005年1月1日から開始された「人権教育のための世界計画」として受け継がれています。

我が国は、平成9(1997)年に国内行動計画を定め、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の人権問題を重要課題として、教育・啓発に取り組んできました。

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、平成27(2015)年に「東京都人権施策推進指針」を見直し、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指して人権施策の推進に取り組んでいます。

さらに、平成30(2018)年に、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市の実現を目的とした「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、必要な取組を推進しています。



② 人権は人類の財産

日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が歴史の中で築いてきた財産なのです。

東京都の人権施策の基本理念

～東京都人権施策推進指針（平成 27(2015) 年 8 月）～

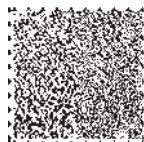
日本の首都・東京は、国の内外から、民族、国籍、宗教、文化、性別、年齢など、様々な背景や属性のある多くの人々が集まる国際都市です。

東京都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、「世界一の都市・東京」の実現を目指しています。日本や世界の各地から集まった、様々な背景・属性のある都民や来訪者など全ての人々が、お互いに、生活習慣、文化、価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市とすることが必要です。

このため、東京都は、

- ① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京
- ② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京
- ③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京

を基本理念として人権施策の推進に取り組み、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指します。



男女平等参画社会の 実現に向けて

「意欲と能力を発揮して活躍したい！」
性別に関わりなくあらゆる分野への参画を



女性の人権を取り巻く状況

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。また、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法など、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備されています。

男女平等参画社会の実現に向けて様々な取組が進められていますが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等があります。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女平等参画が十分とはいえない状況があります。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力、ストーカー行為など、男女平等参画社会の実現を妨げる人権侵害も生じています。

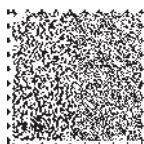
セクシュアル・ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動により職場環境が悪化したり、性的な言動を受けた個人の対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えられたりすることをいいます。

男女雇用機会均等法は、事業主に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることを義務づけています。

配偶者等からの暴力

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、夫婦げんかなどと受け止められてしまうこともあって表面化しにくく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。



配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するために、配偶者暴力防止法が定められています。配偶者暴力防止法は、配偶者暴力相談支援センターへの相談や緊急時の一時保護、加害者を遠ざけるための裁判所の保護命令などを定めています。

② ストーカー行為

ストーカー行為とは、好意の感情やそれが満たされないことによる怨恨の感情から、押し掛けや待ち伏せ、無言電話、拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信するなどの行為を繰り返すことであり、暴行や殺人などの重大犯罪に発展するケースもあります。東京都は、ストーカー規制法に基づき、必要な規制と被害者への援助を行っています。

③ 男女平等参画社会の実現

性別や年齢を問わず、人々の意欲と能力を発揮できる機会が確保され、生きがいのある充実した生活を送ることができる社会を目指していくことが必要です。

東京都は、東京都男女平等参画基本条例を制定し、「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」を定めて様々な施策を実施するとともに、都民や事業者に対する相談や支援、啓発を進めています。

～アンコンシャス・バイアス～ 性別による「無意識の思い込み」

「家事や育児が得意」、「職業は警察官」と聞いて、どのような人を思い浮かべますか？

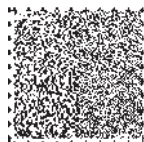


無意識の思い込みは、過去の経験や様々な環境に影響を受けて自然に培われていくもので、そのもの自体に良し悪しはありません。

しかし、無意識の思い込みに気づかずにいると、そこから生まれた言動で意図せず人を傷つけたり、自分自身の可能性を狭めてしまう等、様々な影響があるため、注意が必要です。

無意識の思い込みは性別だけでなく、年齢や職業、その他生活のあらゆる場面で生じることがあります。

まずは自分の中にある「無意識の思い込み」に気づこうと、一人一人意識することが大切です。



子供の育成、それは大人の責任です

「子供の自尊心を大切に！」

体罰や暴言は、脳と心に深い傷を残します



現代社会と子供

子供は、個人としての尊厳を重んじられるとともに、その最善の利益が考慮されなければなりません。我が国は、平成6(1994)年に児童の権利に関する条約を批准しました。

しかしながら、社会経済の構造が変化し、家庭や地域の子育て機能が低下するに伴って、児童虐待などが深刻な問題となっています。子供たちのいじめや教師等による体罰も依然として大きな問題です。また、情報通信技術の急速な発展や、性の商品化などの社会風潮も相まって、インターネットを通じて子供が犯罪に巻き込まれるなどの事態が生じています。さらに、親の収入状況によっては十分な教育の機会が得られなくなる等の問題があります。

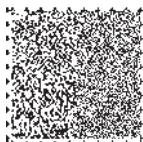
令和3(2021)年に施行された「東京都こども基本条例」では、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化するとともに、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定しています。

また、国においても令和5(2023)年にこども基本法が施行されました。

児童虐待

虐待は、子供の心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害です。児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は年々増加し、令和4(2022)年度には、全国及び東京都ともに過去最高となっています。児童虐待防止法は、保護者による身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢、心理的虐待について、その予防及び早期発見、子供の保護などを定めています。子供自身が虐待を外部に訴えることは難しいため、虐待の疑いをもったときは、速やかに児童相談所などに通告する必要があります。

社会全体で児童虐待の防止が図られなければなりません。また、虐待の防止に当たっては、子供の年齢及び発達程度に応じて、その意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されなければなりません。これらの考え方を基本理念とする「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が平成31(2019)年4月から施行されました。この条例では、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、東京都、都民、保護者及び関係機関等の責務等を定め、特に、体罰等によらない子育ての重要性を明確にしています。



➤ いじめ

いじめは、子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に深刻な影響を与え、生命や身体に重大な危険を生じさせ得るもので、決して許されません。平成25(2013)年には、いじめの防止、早期発見及び対処等のための対策に関し、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

東京都は、「東京都いじめ防止対策推進条例」を施行し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

➤ 体罰

体罰や暴言は、子供の脳と心に深い傷を残す人権侵害行為^{*}であり、子供の明るい未来を奪う結果となりかねず、教育上も絶対に許されないものです。

東京都は、平成31(2019)年4月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、保護者による体罰や暴言を禁止するなど、体罰根絶に向けた総合的な対策に取り組んでいます。

また、令和2(2020)年4月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、保護者の体罰等が禁止されました。

※激しい体罰は、感情や思考をつかさどる脳の前頭前野を萎縮させ、言葉の暴力は、声や音声を知覚する聴覚野を肥大させることが近年の研究で明らかになっています（友田明美・福井大学教授、ハーバード大学・マーチン・タイチャー氏による研究成果）。

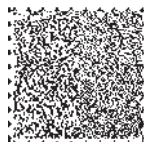
➤ 児童買春等

児童買春、児童ポルノなどは、子供の人権を侵害する犯罪です。その多くはスマートフォン等のインターネット接続機器等の普及に伴うSNS等の利用が関係しており、国は児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法などにに基づき対策を講じています。

東京都青少年の健全な育成に関する条例においては、児童ポルノを根絶するための環境整備に努める都の責務を定めています。併せて都民に対して、例えば、インターネット上で児童ポルノを発見した際は削除のための適切な機関に通報するなど、児童ポルノを根絶することについての理解と自主的な取組に努めることを求めています。

また、特定異性交客営業等の規制に関する条例においては、児童買春等につながり得る、いわゆる「JKビジネス」について規制を設けています。

子供の自尊心を大切に、個性を持ったかけがえのない存在として一人一人を尊重し、次代を担う子供が安心して健やかに成長できる社会をつくることは大人の責任です。



豊かな高齢社会を 実現するために

「機会を奪わないで！」
まだまだ活動できます



① 高齢者の生活上の問題

平均寿命の伸びや少子化を背景に、高齢化が急速に進行しています。都民の総人口に占める65歳以上の人口の割合は23%を超えており、今後更に高齢化が進展します。このような超高齢社会の実情を踏まえ、令和3(2021)年に高年齢者雇用安定法が一部改正され、65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、①70歳までの定年引上げ②定年制の廃止等の高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務、が新設されました。

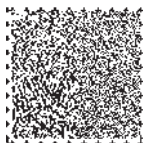
豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知識を持っている高齢者が、住み慣れた地域で生活し続けられ、また、若い世代とともに地域社会の様々な活動に参加できるよう、社会環境づくりを進めていくことが重要です。

しかし、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃貸を拒否されるなどの問題が起きるとともに、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、虐待や地域からの孤立、高齢者を狙った悪質商法の発生といった問題も生じています。

② 高齢者への虐待

高齢者に対し親族などが暴力をふるう、暴言を吐く、無視をする、財産を無断で処分する、介護・世話を放棄するなどの、高齢者に対する虐待が問題になっています。虐待を受ける方の中には元気な方もいますが、多くは認知症があったり、介護や支援が必要な高齢者であったりするため、認知症や高齢者に対する正しい理解を促進することが重要です。虐待の要因は様々ですが、家庭内で起きる虐待では介護の負担やストレスが虐待の大きな要因となるため、介護者は適切な介護サービスの利用や相談などにより負担軽減を図るなどの工夫が必要です。

また、平成18(2006)年4月から施行された高齢者虐待の防止に関する法律により、地域の方々が高齢者虐待に気づいたときは、区市町村に通報しなければならないとされています。



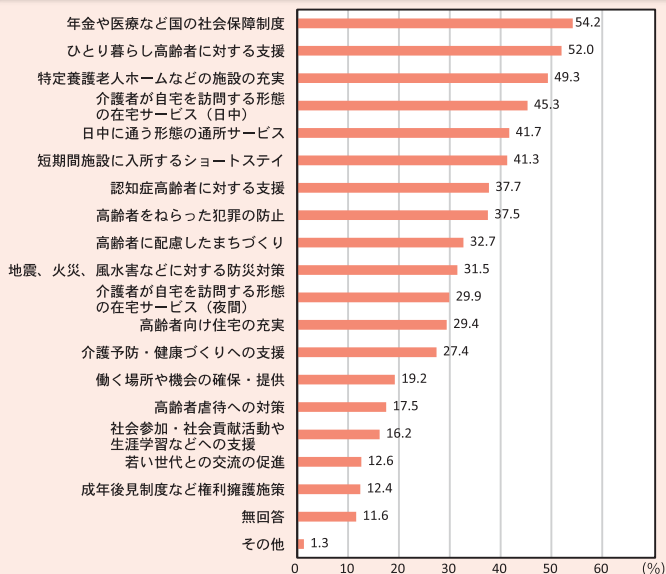
▶ 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方の権利を守るため、本人の意思を尊重しながら財産管理や生活に必要な契約を結ぶ援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

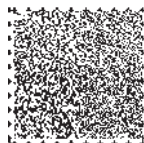
財産管理や本人のために必要な契約を行う援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」と、将来判断能力が不十分になったときに備えあらかじめ自分が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

東京都は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、医療・福祉、雇用、住宅などの総合的な施策を進めています。高齢者が社会の一員としていきいきと暮らすには、私たち一人一人が高齢者の人権について考えていくことが大切です。

高齢者に対する必要な施策や支援（65歳以上、複数回答）



出典：福祉局「令和2年度 東京都福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」より作成



障害の有無にかかわらず 共生する社会とバリアフリー

「障害があるからといって
差別も特別視もしないで！」
みんな同じ社会の一員です



障害者を取り巻くバリア

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上では、例えば店舗等における段差や車いすに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障害者への無理解から生じる偏見や差別といった私たちの「心のバリア」など、日常生活又は社会生活を営む上で様々なバリアがあります。

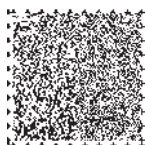
このようなバリアを取り除き、障害者が日常生活や社会生活において制限を受けないようにすること（バリアフリー）が私たちには求められています。

平成26(2014)年に、我が国は障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を締結しました。この条約では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁（バリア＝社会的障壁）と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方が反映されています。

障害者の自立と社会参加

障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合って暮らすこと（共生社会）の実現を目指し、平成23(2011)年に障害者基本法が改正されました。これに伴い、障害者の自立と社会参加を円滑に促すため、法制度の整備が進んでいます。

平成24(2012)年には、障害者虐待防止法が施行され、虐待の防止と早期発見、虐待を受けた障害者の保護と自立を図る取組が始まりました。



平成25(2013)年には、障害者差別解消法が制定されるとともに、障害者雇用促進法が大幅に改正され、雇用分野における障害者に対する差別の禁止が定められたほか、平成30(2018)年から精神障害者を雇用義務の対象とするなどの措置が追加されました。

東京都は、「東京都障害者・障害児施策推進計画」に基づき、障害者の地域生活支援や就労支援、多様な障害特性に応じたきめ細やかな相談などの支援を進めるとともに、東京都福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例等に基づき、障害者や高齢者を含めた全ての人が利用しやすくなるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めています。また、全ての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」や、情報を音声や文字だけでなく、点字や拡大文字、手話等様々な手段での情報提供をすすめる「情報バリアフリー」を進めています。令和4(2022)年9月には、東京都手話言語条例を施行し、手話が言語であるという認識の下、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現のため、必要な事項を定めました。

障害のある人もない人も、共に社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、お互いを理解して支え合っていくことが大切です。

ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるように、生活環境その他の環境を作り上げることです。

東京都は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として進展した、ハード・ソフト両面からの様々な取組を都市のレガシーとして発展できるよう、また、東京2025デフリンピックの開催も見据え、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。

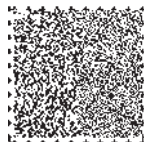
障害者差別解消

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28(2016)年4月に施行されました。

また、東京都は、障害及び障害者への理解を深めるとともに、社会的障壁の除去の取組を一層推進するため、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定し、平成30(2018)年10月に施行しました。

条例では、障害者への差別を解消するため、民間事業者に対し「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

さらに、東京都は条例に基づき、広域支援相談員を設置し、障害者及び事業者等からの差別に係る相談に対応します。



「生まれたところでなぜ差別するの？」
 そんなの許せないよ！

➤ 同和問題（部落差別）とは

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題です。

現在もお、同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

封建時代において、えた、ひにんなどと呼ばれていた人々は、武具・馬具や多くの生活用品に必要な皮革をつくる仕事や、役人のもとで地域の警備を行うなど、生活に欠かせない役目を担っていましたが、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活の全ての面で厳しい制限を受け、差別されていました。

それらの人々が、住まわされていた所が「同和地区（被差別部落）」、それらの人々に対する差別が「部落差別」といわれています。

➤ 就職や結婚等での差別

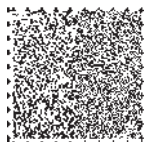
この問題を解決するため、国や地方自治体は様々な取組を行ってきました。

しかしなお、企業が採用時に調査会社に依頼して、応募者の家族状況などを調べるという、就職差別につながるおそれの強い身元調査事件が起きています。このような身元調査は、本人の仕事をする能力とは直接関係のないものであり、基本的人権の尊重を保障した憲法に反するものです。

また、調査会社などからの依頼を受けた行政書士などが、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本などを不正に取得する事件や、不動産取引に際し、同和地区に関する問合せを行うなどといった、差別につながるおそれのある行為も後を絶ちません。

結婚においても根深い差別意識が残っています。自分の子供の結婚相手が同和地区出身者であることが分かった場合、結婚に反対するという親もいます。

また、公共施設などに差別的な落書きや貼り紙が見つかっています。過去には、同和地区出身者の自宅などに、誹謗、中傷、脅迫する内容の差別はがきが郵送されるという事件も発生しています。さらに、インターネット上に悪質な書き込みをするなどの差別



行為や、最近では、インターネット上で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの人権侵害のおそれが高い事案も発生しています。

このような差別をなくすためには、私たち一人一人が、まず同和問題（部落差別）を理解し、差別について知るとともに、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。

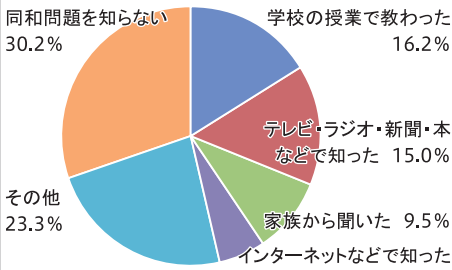
平成28(2016)年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律は、部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査※といった具体的施策について定めています。

東京都は、「部落差別解消推進法」等に基づき、同和問題（部落差別）への理解と差別意識の解消に向けた教育・啓発のほか、就職差別をなくすための企業などへの啓発や、差別につながる調査をしない、させないための啓発など、様々な取組を進めています。

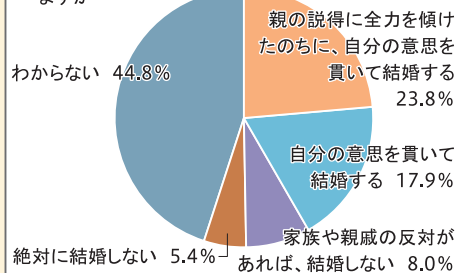
※国の調査結果（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html）

人権に関する都民の意識調査

① 同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけ



② 仮にあなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか



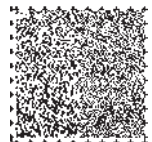
出典：総務局「令和5年度 人権に関する都民の意識調査」より作成

6月は就職差別解消促進月間です

就職は、生活の安定確保や労働を通じた社会参加など、人間が幸せに生きていく上で基本となるものです。このため、採用選考は応募者の適性と能力に基づき公正に行わなければなりません。

しかしながら、面接時に本籍地や思想・信条、家族構成や家族の職業等を聞くなど、就職差別につながるおそれのある事例が現在もあります。

東京都では、6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別をなくし、就職の機会均等を確保するため、東京労働局及びハローワーク等と連携して啓発活動を展開しています。



民族としての誇りを 尊重していますか？

「すばらしい文化・
伝統があります」
民族の誇りを尊重して！

アイヌの人々に対する差別



(公財) アイヌ民族文化財団 提供

日本国憲法では、全ての国民は個人として尊重され、また、差別されないとしています。しかし、アイヌの人々は、これまで就職や結婚などにおいて様々な差別を受けてきました。

北海道を中心とした地域に古くから住んでいるアイヌの人々は、自然の豊かな恵みを受けて独自の生活と文化を築き上げてきました。

しかし、次第に独自の生活様式や文化は侵害されるようになり、特に明治以降は、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制されるなどの同化政策が進められました。アイヌの人々は、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。

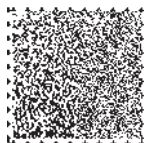
アイヌの人々に対する誤った認識などから、今なお差別や偏見は残っています。

アイヌ文化の保存・振興

アイヌの人々は独自の言語であるアイヌ語を持ち、ユカラ（英雄叙事詩）などの口承文芸やイオマンテ（動物神の霊送り）の儀式など固有の文化を発展させてきました。

しかし、近世、近代の歴史の中でそれらの伝統や文化は危機的な状況に追い込まれ、今日では、文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

平成9(1997)年、明治時代に公布された北海道旧土人保護法等が廃止され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が成立しました。令和元(2019)年5月には、「アイヌ文化振興法」が廃止され、アイヌの人々を先住民族と規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた幅広い施策を実施することとしました。



東京にもアイヌの人々が暮らしています。アイヌの人々は、民族の言葉や文化、伝統を伝承保存する活動をしています。私たち一人一人が、アイヌの歴史や伝統、文化などについて正しく理解することが、差別や偏見をなくすことにつながります。

このため東京都では、都民の理解を深めるため、アイヌの歴史や文化の普及啓発に努めています。

アイヌ政策をめぐる最近の動き

- 平成 19(2007)年 9月 国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択
- 平成 20(2008)年 6月 衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択
- 平成 21(2009)年 7月 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書提出
- 平成 21(2009)年 12月 「アイヌ政策推進会議」発足
- 平成 26(2014)年 6月 「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」閣議決定（平成 29(2017)年 6月一部変更）
- 令和元(2019)年 5月 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行
- 令和元(2019)年 9月 「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」閣議決定

アイヌ文化をもっと知りたいときは

公益財団法人アイヌ民族文化財団では、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための活動を行っています。また、同財団のアイヌ文化交流センターでは、アイヌ関係の図書・資料やビデオ等を自由に閲覧することができるなど、アイヌ文化に関する情報を提供しています。

●（公財）アイヌ民族文化財団

電話：011-271-4171

ホームページ <https://www.ff-ainu.or.jp>

●アイヌ文化交流センター

電話：03-5830-7547

★ウポポイ（民族共生象徴空間）

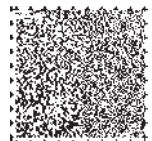
アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして、令和2(2020)年にオープンしました。

ホームページ <https://ainu-upopoy.jp>



イメージです

（公財）アイヌ民族文化財団 提供



東京に暮らしているのは日本人だけではありません

「外国人だからって、なぜ？」偏見をもたずに受け入れて

外国人が集まる東京

東京で暮らす外国人は、令和5(2023)年1月1日現在、約58万人で、都民のおよそ24人に1人に及んでいます。観光や仕事で訪れる外国人も含め、様々な国から東京に集まる人々は、多様な文化や価値観、ライフスタイルをもち、これが東京の伝統文化と相まって、国際都市東京の活力を生み出しています。

住宅や就労などでの差別

多くの外国人が暮らす東京ですが、言語、文化、宗教、生活習慣などの違いやこれらへの無理解から、外国人に対する差別や偏見がみられます。例えば、外国人というだけの理由で、住宅の賃貸や商店などの入店を断る、就労に関し不合理な扱いをするということが起きています。

こうした閉鎖的な態度や差別は、外国人の人権を傷つけることになります。肌の色を問題とするのは、人格的利益の侵害であるとの判決も出されています。

研修制度を悪用し、外国人の実習生に契約どおりの賃金を支払わなかった事件もありました。

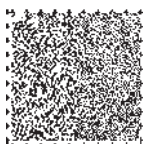
また、良い仕事があるとだまして海外から女性を連れてきて、暴力や借金で拘束し風俗店で働かせた人身売買組織が摘発されています。このため平成17(2005)年に刑法が改正され、新たに人身売買罪が設けられました。

ヘイトスピーチへの対策

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。これらの言動は、一人一人の人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことです。平成28(2016)年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解決に向けて、国や地方公共団体が、相談体制の整備や教育活動、広報啓発などの施策を講じるよう定めています。

東京都は、この法律を踏まえ、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進のため、東京



都が保有する公の施設の利用制限、拡散防止措置、事案等の公表、第三者機関（審査会）の設置などを明記しました。これらの取組等は、表現の自由などの国民の持つ権利や自由を不当に侵害しないように留意して実施します。

外国人と共生する社会

我が国は、難民の地位に関する条約、人種差別撤廃条約などを締結しています。人種差別撤廃条約では、人種・皮膚の色・民族などの違いによるあらゆる差別をなくすための必要な措置が義務づけられています。

東京都は、平成28(2016)年2月には、多文化共生推進指針を策定し、多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいます。外国人からの様々な生活相談に応じるとともに、外国人に対し東京における社会生活のルールの啓発を行っています。また、都民に対し、外国人への理解を深め、偏見や誤解をなくすよう啓発を進めています。

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人一人が、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れていくことが大切です。

やさしい日本語

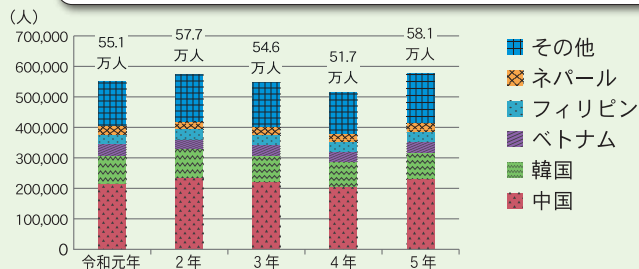
「やさしい日本語」とは、外国人等にもわかるように配慮して、簡単にした日本語のことで、外国人と日本人が共生できる社会を築く上で注目されています。

日本語をやさしくするコツは、本当に伝えたいことに絞って、短い文章で、難しい言葉（漢字の熟語、敬語、カタカナ語など）を使わないで話す・書くことです。

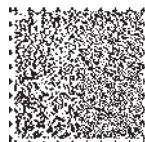
相手の反応を見ながら、やさしい気持ちで、このような日本語を使うことで、外国人だけでなく、子供や高齢者、障害者とのよりよいコミュニケーションにつながります。

(例) 土足厳禁 → ^{くつ}靴を ^ぬ脱いでください
こちらにお掛け下さい → ここに ^{すわ}座ってください

東京都における外国人人口の推移



出典：総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成(各年1月1日現在)



病気の苦しみを 一層深めてはいませんか

「どんな病気が知ってる？」
正しく理解してほしい



国立ハンセン病資料館 東村山市青葉町4-1-13

患者や感染者への差別

HIV感染・エイズやハンセン病などの感染症では、その病気に対する正しい知識や理解がないために、患者や感染者、更に家族が差別されることがあります。感染症に対する正しい知識と理解を深めることや感染者・患者のプライバシーに配慮することが必要です。

HIV感染・エイズ

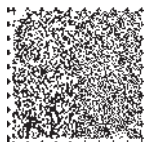
エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染症です。まだ完治させる方法は見つかっていませんが、医学の進歩により、適切な治療をすることでエイズの発症を抑え、感染する前とほぼ同じように生活することができるようになりました。HIVは感染力が弱いため、日常生活では感染することはありませんが、今でも感染経路に関する誤った知識や誤解から、就労をはじめ日常生活において、患者や感染者への差別や偏見がなくなっているとはいえません。

差別や偏見をなくすためには、周囲の私たちがHIV/エイズに関する正しい知識をもち、理解を深めることが大切です。

ハンセン病

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。

しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6(1931)年以降、患者は法律により療養所に強制隔離されました。また、家族も差別と偏見にさらされました。



平成20(2008)年6月には、ハンセン病問題基本法が成立し、国に入所者等への医療体制の整備や社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務づけるとともに、回復者の人たちの意向を取り入れるなどにより、各療養所の実情にあわせて療養所の施設や土地を地域住民に開放したり、自治体が利用できるよう規定されました。

令和元(2019)年7月には、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟で国は控訴を断念し、内閣総理大臣談話を公表しました。この総理大臣談話において、患者・元患者とその家族に対し謝罪するとともに、家族を対象とする新たな補償の措置を講ずること等を表明しました。

令和元(2019)年11月には、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が成立し、法律に基づき、対象となるハンセン病元患者の家族に補償金が支給されることとなりました。

現在、患者や回復者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流も行われています。

新型コロナウイルス感染症

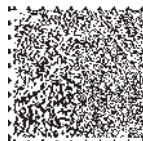
STOP！コロナ差別 ～戦うべき本当の相手は人ではなくウイルスです～

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染された方等に対する誹謗中傷や心無い書き込みなどがSNS等で広がりました。感染者や医療従事者、ワクチン接種を受けていない方などへの差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等があってはなりません。不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるものがないよう、正しい情報に基づき、冷静な行動を取ることが大切です。

戦うべき
本当の相手は
人ではなく
ウイルスです



東京都は、これらの感染症に対する理解を深めて、差別や偏見をなくすための啓発を行っています。私たち一人一人が、こうした人たちとともに生きる仲間として、手を取り合うことが大切です。



犯罪被害者やその家族に 必要なのは周囲の理解と支援です

「様々な被害に苦しんでいます」
私たちの心の痛みを理解してほしい



犯罪被害者やその家族の痛み

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪などによる被害は、ある日、突然、理不尽に誰の身にも起こり得ます。犯罪被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的被害のほかに、稼ぎ手が失われることにより収入が途絶え、生活ができないといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心無いうわさや中傷、偏見により、精神的苦痛を受けます。こうした犯罪後に生じる被害を二次的被害と呼びます。犯罪被害者やその家族は長期にわたり、二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。

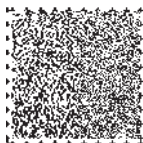
犯罪被害者やその家族への支援

被害者団体等が、犯罪被害者やその家族が置かれている深刻な状況等を訴え続けた結果、社会的な関心が高まり、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。国は基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を推進しています。

東京都は、犯罪被害者等支援に対する姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めていくため、令和2(2020)年に「東京都犯罪被害者等支援条例」を施行しました。この条例に基づき、全庁を挙げて被害者等の多様なニーズに応えるため、被害者等に届く具体的な支援の計画を策定し、区市町村や民間団体などと幅広く連携するなどして様々な支援策を実施しています。

その支援策として、「犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口」を公益社団法人被害者支援都民センターと協働して運営し、様々な不安や問題などの相談に対応するほか、精神的支援などを実施しています。

性犯罪・性暴力の被害者は、被害の深刻さにもかかわらず、多くが誰にも相談できずにいます。こうした認識に基づき、心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図るため、東京都は、24時間365日被害者からの相談を受け付け、必要な支援を行うため、「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）」を特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京（SARC東京）と協働で運営しています。令和5(2023)年10月から、ワンストップ支援センター内に、「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」を開設し、子供・若年層への支援体制を強化しています。



さらに、見舞金の給付、転居費用の助成、無料法律相談、被害者参加制度における弁護士費用の助成を実施し、被害に遭ったことで生じる経済的負担の軽減も図っています。

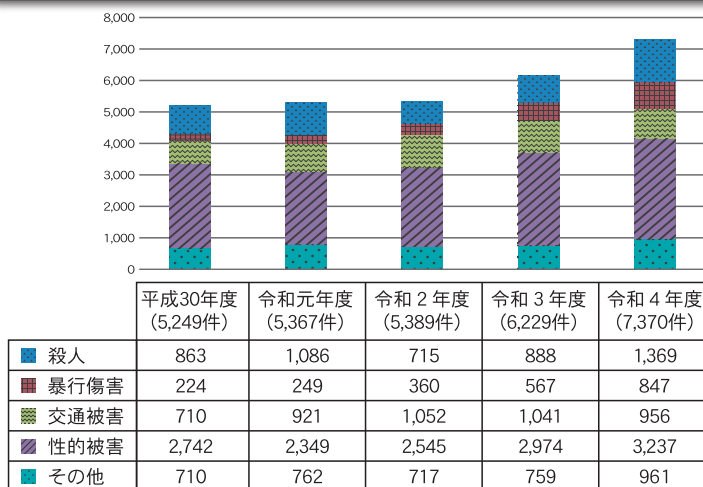
また、警視庁では、被害者やその家族の精神的な支援を行うための犯罪被害者ホットラインや、性犯罪被害の相談電話を設置しています。

私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者の身近にいて、いつでも支援することのできる周囲の人々の適切な対応が被害者の回復への一助となります。被害者及びその家族の人たちの立場に立って考え、支援することが大切です。

令和4年度 相談等実績

東京都総合相談窓口 (被害者支援都民センター)	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター (性暴力救援ダイヤル NaNa)
7,370	6,325 (件)

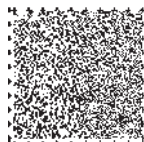
東京都総合相談窓口における犯罪被害別の相談等実績の推移 (平成30年度から令和4年度まで)



東京都犯罪被害者等支援条例 令和2(2020)年施行

東京都では、犯罪被害者等支援に対する姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めていくため、「東京都犯罪被害者等支援条例」を令和2(2020)年4月に施行しました。

この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としています。



「相手のことを考えよう！」
インターネットの利用には、
ルールとマナーがあります



▶ インターネットと人権侵害

あらゆる分野で急激に情報化が進んでいる現代においては、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など通信機器が急速に普及したことにより、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。また、SNSや動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範に伝わるといった特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

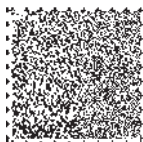
プライバシーの侵害としては、SNS等に他人の写真や動画を無断で公開するといった事件が発生しています。

また、特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトや無料通話アプリ等を使った子供同士のいじめ等のほか、未成年者が自撮り被害に遭ったり、インターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪行為も発生したりしています。さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、同和問題（部落差別）や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

▶ 相手への配慮とセキュリティ対策

人権を侵害するような書き込みに対しては、プロバイダ責任制限法に基づき、被害者がプロバイダ等に対してインターネット上の書き込み削除や書き込みをした者の情報開示を求めるなどの対応が行われています。また、プロバイダでは、法務省の人権擁護機関から削除要請を受けた場合にも対応しています。

一方で、最近では、他人になりすましたり、プロバイダを特定できない形で書き込んだりするなど、手段が悪質かつ巧妙化しています。



個人、行政、企業等を問わず、情報の収集や利用に当たっては、利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに適切な情報セキュリティ対策をとることが大切です。

北朝鮮による 拉致問題は重大な人権侵害です

「みんなの力で解決しよう！」

私たち一人一人の行動が問題解決の後押しになります

▶ 北朝鮮による拉致問題

拉致被害者を
取り戻すためのシンボル
「ブルーリボン」

北朝鮮当局により、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が拉致されました。このことは、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

平成14(2002)年9月、第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は長年否定していた日本人拉致を初めて認めて謝罪し、再発防止を約束しました。現在、政府は17名の日本人を拉致被害者として認定しており、そのうち5名は、平成14(2002)年10月に帰国が実現しましたが、他の被害者は現在も拉致されたままです。その他にも、特定失踪者など、拉致の可能性を排除できない人が多く存在します。これらの方の中には、都内に住んでいた人や都内で失踪した人が50名以上含まれています。

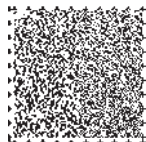
平成26(2014)年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査実施を約束(ストックホルム合意)しましたが、何の報告もなく、平成28(2016)年2月には調査の全面中止と特別調査委員会の解体を一方的に宣言しました。

▶ 拉致問題の解決に向けて

国は、平成18(2006)年に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律を制定しました。この法律では、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

東京都は、拉致被害者や特定失踪者に関する情報提供を呼びかけるポスター広告、写真展開催、都庁舎のブルーリボンライトアップ、ブルーリボンバナー掲出、講演会開催、舞台劇の上演、映画上映、ホームページなどによる啓発に取り組んでいます。

都民一人一人が拉致問題を自分自身の問題として考え、様々な行事に参加するなどの行動が、政府を後押しし、それが問題解決に向けた大きな力になります。



「災害が発生したときこそ！」
一人一人に配慮することが大切です

② 災害発生時の人権への配慮

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。現在も、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

避難所等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者等への配慮が必要であることが改めて認識されました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により避難された人々に対し、風評に基づく心無い嫌がらせ等も発生しました。

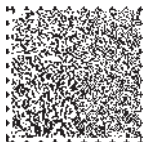
災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪い、被災者は大きな被害を受けます。こうした時こそ、一人一人が被災された方々の状況を理解し、人権に配慮しながら、支援していくことが大切です。

東京都では、地域防災計画において、防災対策の検討過程等における女性の参画の推進、男女双方など多様な性の在り方に配慮した視点、避難所生活等における要配慮者の視点等を踏まえた対応等を位置付けており、災害時における人権確保の取組を進めています。

③ 東京都地域防災計画における要配慮者への対応

災害時に一人でも多くの命を救うためには、災害直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対しては、情報把握、避難、生活手段の確保等の支援が必要です。このため、防災市民組織など地域で連携し、迅速かつ的確に行うことができる支援体制を整えることが重要です。

東京都は地域防災計画の中で、各主体による取組の基本的な考え方を定めて、要配慮者対策の必要性及び実施内容等を示しています。



「嫌がらせやいじめを許さない」

職場で、ハラスメントを防止するための環境作りが大切です

▶ 様々なハラスメント

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」、「SOGI(26ページ参照)ハラスメント」などハラスメントの種類は多様です。特に、職場におけるハラスメントを防止するため、企業は、雇用管理上必要な措置（方針の明確化と周知啓発、相談体制の整備、ハラスメントへの迅速かつ適切な対応など）を講じる義務があります。

「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」は、職場において性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます。

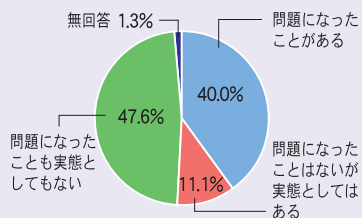
「職場におけるパワー・ハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。（事業主によるハラスメント対策は令和2(2020)年6月から義務化）

「職場におけるマタニティ・ハラスメント」とは、妊娠・出産や、育児休業等の制度の利用、妊娠又は出産に起因する症状による職務への影響等を理由として解雇や降格、就業環境を害することなど不利益な取扱いを行うことをいいます。

なお、職場における性自認や性的指向を理由とする不当な差別的取扱いやアウティング（誰かの性のあり方を第三者に勝手に伝えること）等のいわゆる「SOGIハラスメント」も、上記の職場におけるハラスメントの定義に該当すれば、企業には適切に対応する義務が生じます。

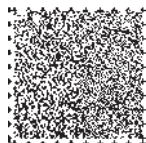
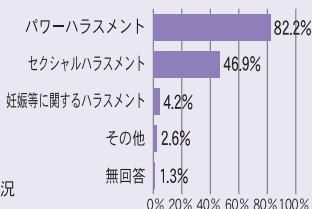
職場におけるハラスメントの実態

① 都内事業所のハラスメントの実態



出典：産業労働局「令和4年度 東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」より作成

② ①で「問題になったことがある」「問題になったことはないが実態としてはある」と回答した事業所におけるハラスメントの種類（複数回答）



からだところの性が 一致せず苦しんでいる人がいます

「偏見や好奇の目で見ないで！」 誰にも言えずに悩んでいます

▷「性自認」とは

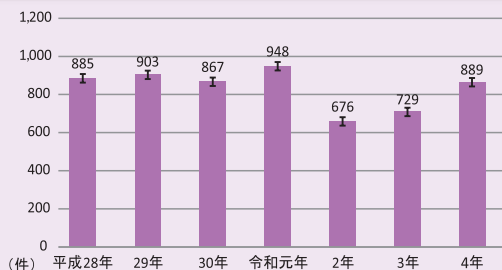
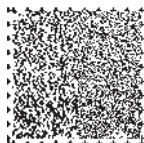
性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもあります。多くの人は、性自認、身体の性（出生時に判定された性別）、自分の性別をどのように表現するか（「性別表現」といわれることもあります。）は、女性・男性のどちらかで一貫しています。しかし、これらの性別が一貫しておらず、性自認と自分の身体の性、また一般に身体の性にふさわしいとされる性別表現との間に違和感を持つ人たちがいます。

このため、身体の性とは異なる性別で生活を送っている人、あるいは送りたいと思っている人たちは、望む性別で取り扱われないことにより、ストレスや苦痛を感じています。偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることもあります。また、学齢期には、性別表現が一般的なものからずれていることで、いじめに遭ったり、そのせいで不登校になったり、自分の問題を家族や友人に言えずに悩んでいる人がいます。さらに、このような人たちの中には自殺を考える人がいるという調査結果もあります。

平成16(2004)年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、性同一性障害※者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるとされています。しかし、この法律の要件を満たすことができず、戸籍上の性別が変更できないために通院治療、海外渡航、就職、結婚などにおいて生活上の不利益が生じて、解消できないまま生活している人たちがいます。

※令和元(2019)年5月に世界保健機関(WHO)が発行している「疾病及び関連保健問題の国際統計分類(ICD)」から性同一性障害が「精神疾患」から除外され、「性の健康に関連する状態」という分類の中に gender incongruence（仮訳「性別不合」）が新設されました。

性別取扱い変更数の推移



出典：裁判所「司法統計」
より作成

15

性のあり方は様々です

「差別や偏見をなくして」

全ての人々の人権が尊重される社会を実現しましょう

▷「性的指向」とは

性的指向とは、人の恋愛・性愛の対象がどういう方向に向かうのかを示す概念であり、自分の意思で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。同性愛者や両性愛者の人々は、少数派であるために興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせやいじめを受けたりするなど、日常生活や社会生活の様々な面で人権に関わる問題も発生しています。

性については多様性があるということについて理解を深め、性的指向の異なる人たちへの偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会を実現することが大切です。

SOGIとは

性的指向 **S**exual **O**rientation 及び性自認 **G**ender **I**dentity の頭文字をとって、SOGI（ソジ、ソギと読む。）と表現することもあります。

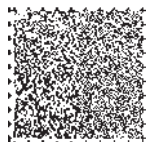
LGBTQは代表的な性的マイノリティの頭文字をとった言葉です。

Lesbian	レズビアン（女性同性愛者）
Gay	ゲイ（男性同性愛者）
Bisexual	バイセクシュアル（両性愛者）
Transgender	トランスジェンダー（身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）
Questioning 又は	クエスチョニング（自身の性自認や性的指向が定まっていない人）
Queer	クィア（性的マイノリティを包括する意味で使われることもある言葉。元々は「変わった」という意味を持つが、当事者を含め前向きな趣旨で用いられている。）

さらに、こうしたLGBTQの枠に当てはまらない人もいます。「性」はとても多様なのです。

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（平成 30(2018)年制定、令和 4(2022)年一部改正）

いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とした条例です。東京都は本条例に基づき、性自認や性的指向を理由とする差別の解消及び啓発等を推進していきます。また、性的マイノリティのカップルからパートナーシップ関係にあることの宣誓・届出を受理したことを証明する「パートナーシップ宣誓制度」を、令和 4(2022)年 11 月から運用しています。



ホームレスに対する偏見や差別を
なくしましょう

路上生活者（ホームレス）を取り巻く状況

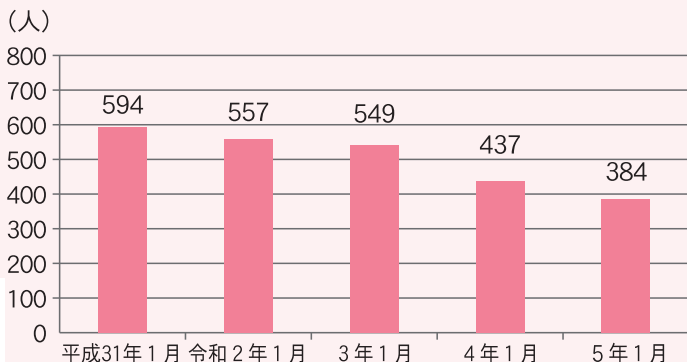
路上生活者（ホームレス）は、健康で文化的な生活を送ることができていません。

国は、平成14(2002)年にホームレス自立支援法を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

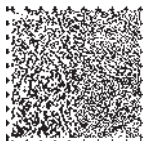
しかし、ホームレスは高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調を来すなど、厳しい生活を送っています。一方、道路や公園等の公共空間で生活することによって、都民の自由な通行や利用の妨げとなるなど、地域住民とのあつれきも生じています。また、偏見や差別意識等からホームレスが襲われる事件や嫌がらせ等も発生しています。

ホームレスの一日も早い自立のためには、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスに対する偏見や差別をなくすることが大切です。

路上生活者数（道路、公園、河川、駅舎、その他）の推移（23区内）



出典：福祉局「路上生活者概数調査」より作成



私たちの周りには様々な
人権問題が存在しています

私たちの周りには様々な人権を取り巻く問題が提起されています。こうした問題についても正しい知識と理解を深めることが大切です。

➤ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、「怖い」「信頼できない」といった偏見が根強く、住居の確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流布されたりする等の問題が起きており、社会復帰の際の障害となっています。また、家族に対する偏見や差別もあります。

刑を終えて出所した人が社会復帰し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲だけではなく、周囲の偏見や差別意識をなくし、家族や職場、地域社会等が協力していく必要があります。

➤ 個人情報の流出やプライバシー侵害

行政情報、商品やサービスの顧客データ、医療カルテ等の個人情報の流出や漏えいは、個人のプライバシーを侵害するものであり、人が安心して社会生活を営む上での大きな障害となります。「個人情報保護法」により、国や地方公共団体の責務、個人情報取扱事業者が個人情報を取得したり利用したりするに当たっての義務、個人情報の漏えい等の不適正な取扱いを行った場合の罰則等が定められています。

我が国でも情報管理体制が強化されてきましたが、いまだに個人情報の流出やプライバシー侵害が起きています。



親子関係・国籍

親子関係に関わる様々な問題が提起されています。

国際化の進展に伴い国際結婚が増加しましたが、結婚生活が破綻した際、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を自分の母国へ連れ出し、もう一方の親に面会させないといった「子の連れ去り」が問題視されるようになりました。この問題を解決するため、原則として子供を元の居住国へ返還することや、親子の面会交流の機会を確保することを定めたハーグ条約が昭和55(1980)年に採択され、我が国においても平成26(2014)年4月に発効されました。

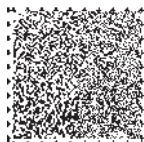
このほか、日本人と外国人との間に生まれた子が、親から認知されない等のため無国籍となっている問題等も起こっています。

人身取引（トラフィッキング）

人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取、強制労働等を目的とした事案が発生しています。

我が国では、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、令和4(2022)年12月に「人身取引対策行動計画2022」が策定され、この問題に関係省庁が協力して取り組んでいます。

ここで取り上げた人権に関わる問題のほかにも、今後、社会状況の変化に伴い様々な問題が顕在化することも予想されます。そうした問題に対しても正しい知識と理解を深めていくことが大切です。



むすびに

全ての人々が幸せな社会をめざして

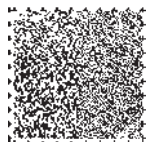


私たちの身の回りを、「人権」という視点からもう一度考え直してみると、何気なく過ごしている日常生活の中にも、様々な問題があることに気が付きます。

人は皆、幸せに生きる権利があります。多くの人権問題が解決に向かうためには、お互いをいたわり、思いやることが大切です。

「人権の世紀」といわれる21世紀、私たちに求められているのは、全ての人々がともに手を取り合って生きることのできる社会です。

人権を取り巻く現実を知り、私たち一人一人が人権について自分のこととして考え、お互いの人権を尊重し合うことが求められているのです。



資料

人権に関する国際規約や法律など

国内

1

昭和22(1947)年
日本国憲法

5

平成9(1997)年
「人権教育のための国連10年」に
関する国内行動計画

7

平成12(2000)年
人権教育及び人権啓発の
推進に関する法律

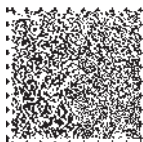
6

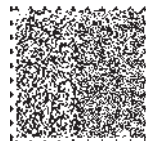
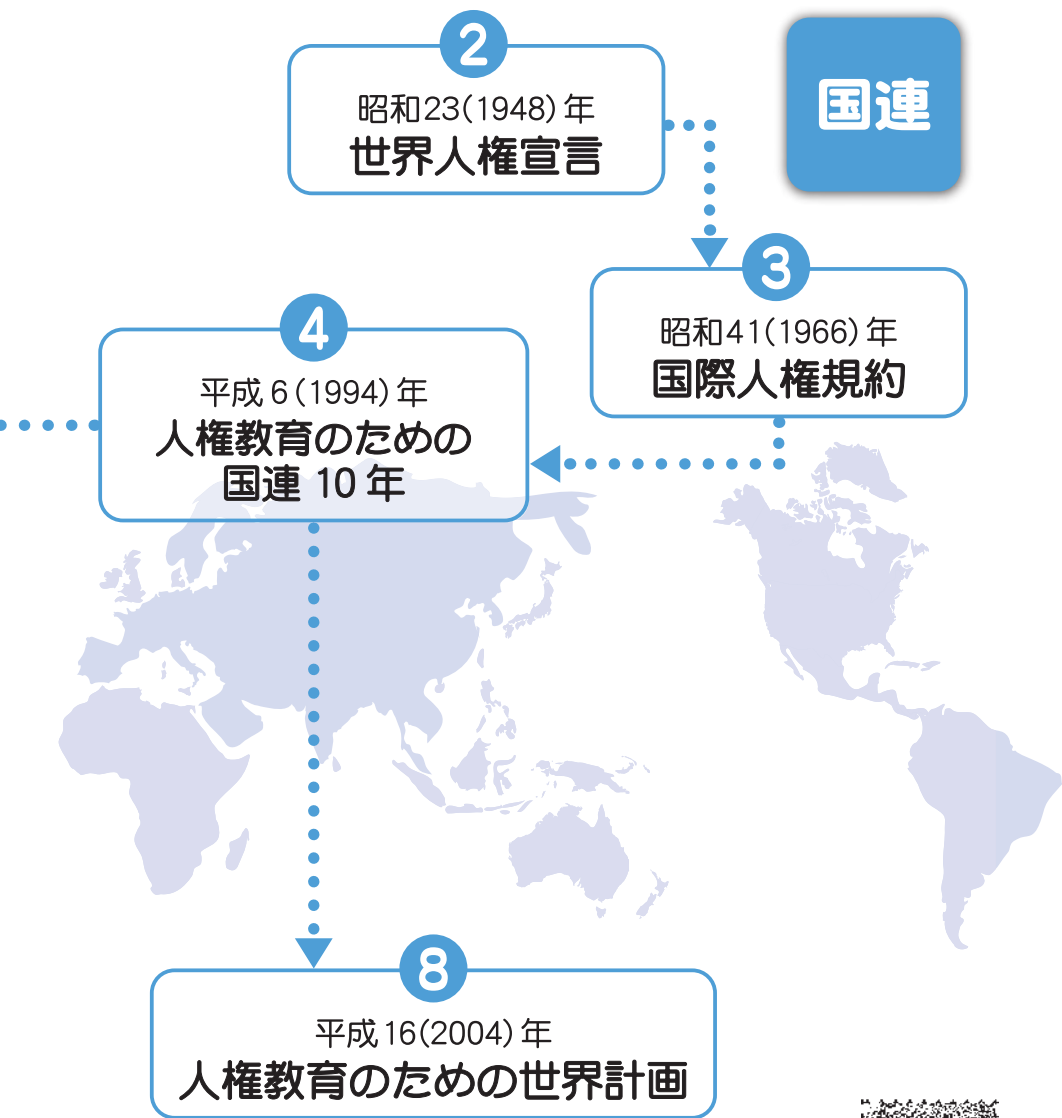
平成12(2000)年策定
(平成27(2015)年改定)
東京都人権施策推進指針

9

平成30(2018)年制定
(令和4(2022)年一部改正)
東京都オリンピック憲章にうたわれる
人権尊重の理念の実現を目指す条例

東京都





資料 人権に関する国際規約や法律など

1 日本国憲法 (抜粋)

昭和 22 (1947) 年

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできない永久の権利として、国民一人一人の人権の保障をめざしています。

〈第 11 条〉

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〈第 13 条〉

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〈第 14 条第 1 項〉

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 世界人権宣言

昭和 23 (1948) 年

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日、第 3 回国連総会で基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」の宣言が採択されました。これが「世界人権宣言」です。

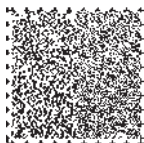
世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

〈第 1 条〉

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

〈第 2 条第 1 項〉

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。



3 国際人権規約

昭和 41 (1966) 年

昭和41(1966)年、第21回国連総会で採択され、その後10年を経て発効しました。

この規約は、人間の生存権を国が保障し、人権の尊重は国の義務であることを国際的に定めたもので「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)の二つの規約及び選択議定書(死刑廃止等)からなっています。

我が国でも、昭和54(1979)年、2つの規約を批准しました。

4 人権教育のための国連10年

平成 6 (1994) 年

平成6(1994)年12月、第49回国連総会では平成7(1995)年から平成16(2004)年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。

この決議は、各国において「人権という普遍的な文化」が構築されることをめざし、行動計画では、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及など五つの主要目標をあげています。この目標を推進するために、様々な具体的提案を掲げ、各国が国内行動計画を定めることを求めました。

「人権教育のための国連10年」に

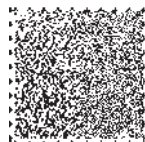
5 関する国内行動計画

平成 9 (1997) 年

「人権教育のための国連10年」を受けて、平成9(1997)年7月に策定されたのが国内行動計画です。

国内行動計画では、憲法に定める基本的人権の尊重の原則等に基づき、人権という普遍的文化を構築することを目的に、学校教育、社会教育、企業その他あらゆる場を通じて、人権教育を推進することを目標としています。

また、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組んでいます。



資料 人権に関する国際規約や法律など

6 東京都人権施策推進指針 平成 27 (2015) 年改定

東京都では、人権施策の基本理念や基本的な考え方を示す「東京都人権施策推進指針」を平成12(2000)年に策定し、平成27(2015)年8月に改定しました。

新しい指針では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指すこととしているとともに、人権を取り巻く状況が複雑多様化していることを踏まえ、新しい人権課題を取り上げていきます。

東京都は、新しい指針に基づき、人権が尊重される社会の実現を目指して、総合的な人権施策の推進に取り組んでいます。

人権教育及び人権啓発の

7 推進に関する法律

平成 12 (2000) 年

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状、その他、人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的としています。

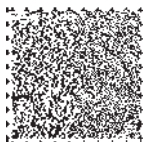
この法律の第7条に基づき人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する大綱として平成14(2002)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

8 人権教育のための世界計画

平成 16 (2004) 年

「人権教育のための国連10年」の終了を受け、平成16(2004)年12月、国連は引き続き人権教育を推進していく必要があるとし、終期を設定しない取組を行っていくことを宣言しました。

この計画では、第1フェーズ(2005－2009年)では初等中等教育における人権教育、第2フェーズ(2010－2014年)では高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権研修、第3フェーズ(2015－2019年)では第1・第2フェーズの実施を強化し、並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修の促進、第4フェーズ(2020－2024年)は若者に重点をおいた取組及び「持続可能な開発目標(SDGs)」との連携に焦点が当てられています。



9 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 平成 30 (2018) 年制定

この条例は、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市の実現を目的として、平成 30 (2018) 年に制定しました。

東京都は、この条例に基づき、啓発、教育等の人権施策を総合的に実施しています。

令和 4 (2022) 年の一部改正では、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設しました。

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約） 昭和40(1965)年

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主要内容とします。昭和 40 (1965) 年の第 20 回国連総会において採択され、昭和 44 (1969) 年に発効しました。日本は平成 7 (1995) 年に加入しました。

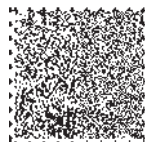
※日本はこの条約の締結に当って第 4 条 (a) 及び (b) に留保を付しています。

オリンピック憲章

オリンピック憲章は、国際オリンピック委員会 (IOC) によって採択されたオリンピックの根本原則、規則、付属細則を成文化したものです。憲章はオリンピック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準であり、かつオリンピック競技大会の開催の条件を定めるものです。

オリンピックの根本原則（抜粋）

6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。



資料

人権に関する国際規約や法律など

ビジネスと人権

近年、企業活動が社会にもたらす影響が注目されており、企業にサプライチェーンを含めた人権尊重の取組を求める声が広がっています。

平成23(2011)年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」は、「人権を保護する国家の義務」とあわせ、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つを柱とし、企業の人権尊重に関する国際的な基準となっています。

我が国でも、政府が令和2(2020)年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」を策定し、今後政府が取り組む各種施策を記載するほか、人権デュー・ディリジェンス※のプロセスを導入することなど、企業への期待が表明されました。さらに、令和4(2022)年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されるなど、国内においても企業の人権尊重を後押しする動きが進んでいます。

※人権デュー・ディリジェンスとは、企業活動における人権への悪影響を特定、防止、軽減し、対処方法を説明する一連のプロセス

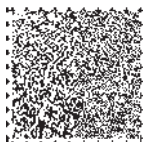


SDGs

平成 28 (2016) 年～令和 12 (2030) 年

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、全ての国々の共通目標となっており、SDGsの達成と人権の保護・促進は表裏一体の関係にあるとされています。

東京都の「『未来の東京※』戦略」の方向性は、「誰一人取り残さない」包摂的な社会を創っていくというSDGsの理念と軌を一にしています。

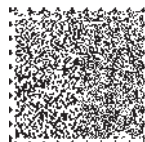


※「未来の東京」戦略は、新たな都政の羅針盤として策定する都の総合計画



- この冊子では、法律、条約及び条例の名称は略称を使用しているものがあります。
略称を使用した法律及び条約の正式名称は次のとおりです。

ページ	略称	正式名称
3	女子差別撤廃条約	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
	配偶者暴力防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
4	ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律
5	児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
6	児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
	出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
7	高齢者雇用安定法	高齢者等の雇用の安定等に関する法律
	高齢者虐待の防止に関する法律	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
9	障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
	障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律
9・10	障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
10	建築物バリアフリー条例	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
16	人種差別撤廃条約	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
17	ハンセン病問題基本法	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
21	プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
27	ホームレス自立支援法	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
28	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
29	ハーグ条約	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

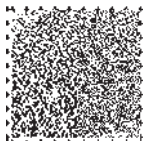


資料

【主な人権に関する年表】

略称使用（改正は主なもの）

昭和 22 (1947) 年	日本国憲法施行
昭和 23 (1948) 年	国連総会で世界人権宣言採択
昭和 40 (1965) 年	同和对策審議会答申
昭和 44 (1969) 年	同和对策事業特別措置法施行
昭和 54 (1979) 年	国際人権規約批准
昭和 56 (1981) 年	難民の地位に関する条約加入
昭和 60 (1985) 年	女子差別撤廃条約締結
昭和 61 (1986) 年	男女雇用機会均等法施行（平成9、18、28、令和 2年改正）
昭和 62 (1987) 年	地対財特法施行（平成13年度末終了）
平成 4 (1992) 年	育児・介護休業法施行（平成17、21、令和 3年改正）
平成 5 (1993) 年	障害者基本法施行（平成16、23年改正）
平成 6 (1994) 年	人権教育のための国連10年を決議 児童の権利条約批准
平成 7 (1995) 年	人種差別撤廃条約加入 東京都福祉のまちづくり条例施行（平成21年改正）
平成 8 (1996) 年	らい予防法廃止
平成 9 (1997) 年	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定 人権擁護施策推進法施行 アイヌ文化振興法施行（令和元年廃止）
平成 11 (1999) 年	男女共同参画社会基本法施行 児童買春・児童ポルノ禁止法施行（平成16、26年改正） 拷問等禁止条約加入
平成 12 (2000) 年	児童虐待防止法施行（平成19、令和元年改正） ストーカー規制法施行（平成25、28年改正） 犯罪被害者保護法施行 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行 東京都人権施策推進指針策定 介護保険法施行（平成17年改正） 東京都男女平等参画基本条例施行



平成 13 (2001) 年	配偶者暴力防止法施行 (平成16、19、25、令和元年改正)
平成 14 (2002) 年	人権教育・啓発に関する基本計画策定 (平成23年一部変更)
	ホームレス自立支援法施行
	プロバイダ責任制限法施行 (令和 3 年改正)
	身体障害者補助犬法施行
平成 15 (2003) 年	個人情報の保護に関する法律施行 (令和 3 年改正)
	出会い系サイト規制法施行
平成 16 (2004) 年	性同一性障害者性別特例法施行 (平成20年改正)
平成 17 (2005) 年	犯罪被害者等基本法施行
	発達障害者支援法施行
	児童福祉法改正 (児童虐待防止対策の充実・強化)
	刑法改正 (「人身売買罪」の新設)
平成 18 (2006) 年	国連人権理事会設置
	高齢者虐待防止法施行
	障害者自立支援法施行 (平成23年改正)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行 (平成19年改正)
	バリアフリー新法施行
平成 19 (2007) 年	探偵業の業務の適正化に関する法律施行
平成 20 (2008) 年	東京都犯罪被害者等支援推進計画策定
	更生保護法施行
平成 21 (2009) 年	ハンセン病問題基本法施行
	強制失踪条約批准
平成 23 (2011) 年	東京都犯罪被害者等支援計画策定
平成 24 (2012) 年	入管法等改正法施行
	住民基本台帳法改正法施行
	子ども・子育て支援法成立
	障害者虐待防止法施行

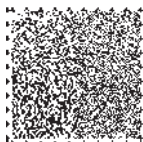


資料

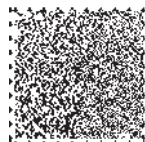
【主な人権に関する年表】

略称使用（改正は主なもの）

平成 25（2013）年	国連に北朝鮮人権調査委員会を設置
	障害者総合支援法施行
	高齢者雇用安定法改正法施行（令和 3 年改正）
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行
	障害者差別解消法成立
	障害者雇用促進法改正
	いじめ防止対策推進法施行
	民法の一部を改正する法律施行 (嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になる)
平成 26（2014）年	障害者権利条約批准
	ハーグ条約批准
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律施行
	アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針閣議決定（平成29年一部変更）
	東京都いじめ防止対策推進条例施行
平成 27（2015）年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立
	東京都人権施策推進指針改定
平成 28（2016）年	障害者差別解消法施行（令和 3 年改正）
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律施行
	部落差別の解消の推進に関する法律施行
平成 29（2017）年	特定異性接客営業等の規制に関する条例施行
	刑法改正（性犯罪の厳罰化）
平成 30（2018）年	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行
	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例制定（令和 4 年一部改正）



平成 31・令和元 (2019) 年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行
	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律成立
	東京都子供への虐待の防止等に関する条例施行
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行
令和 2 (2020) 年	東京都犯罪被害者等支援条例施行
	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例施行
令和 3 (2021) 年	東京都こども基本条例施行
令和 4 (2022) 年	東京都手話言語条例施行
令和 5 (2023) 年	こども基本法施行
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律施行



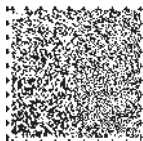
参考

相談機関のご案内

以下のような相談機関があります。お気軽にご相談ください。

人権に関する相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都人権プラザ	港区芝 2-5-6 芝 256 スクエアビル 2 階 ●一般相談 03-6722-0124 03-6722-0125 Eメール ippan_sodan@tokyo-jinken.or.jp ●法律相談 03-6722-0124 (面接予約) 03-6722-0126 (電話相談)	●一般相談 (無料) 相談内容や状況に応じて助言を行い、相談者の自主的な解決を支援するほか、専門性の高い事案等は、必要に応じて適切な公的相談機関等を紹介するなどしています。 相談は、「電話」「面接」「オンライン」「Eメール」「手紙」いずれでもお受けします。 月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:30～17:30 ●法律相談 (無料) 相談者の申し出により、問題解決に向けての「法的な助言」を行うことを目的とし、弁護士が「面接」「オンライン」「電話」いずれでも相談をお受けします。(相手方との交渉、仲介及び弁護士の紹介は行いません。) ・面接相談・オンライン相談 (要予約) 火曜日 (毎月第4火曜日・祝日・年末年始を除く) 13:00～16:00 (40分以内) ・電話相談 (予約不要) 毎月第4火曜日 (祝日・年末年始を除く) 13:00～16:00 (15分以内)
東京法務局(支局を含む) 常設相談所	●みんなの人権 110 番 0570-003-110 (ナダイヤル) ●東京法務局人権擁護部 新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー13階 外国人在留支援センター (FRESC内) 0570-011-000 (センター代表) 人権相談ダイヤル 03-5363-3067 ●東京法務局八王子支局 八王子市明神町 4-21-2 八王子地方合同庁舎 1・2 階 042-631-1377 (代表)	月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

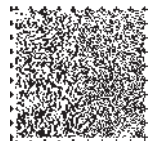


人権に関する相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京法務局(支局を含む) 常設相談所	●東京法務局府中支局 府中市新町 2-44 042-335-4753 (代表) ●東京法務局西多摩支局 福生市南田園 3-61-3 042-551-0360 (代表)	月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

女 性

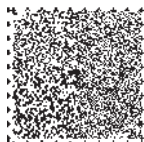
名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京ウィメンズプラザ 相談室	03-5467-2455	●一般相談 9:00～21:00 (年末年始を除く毎日) ●法律相談 (予約制) ●精神科医師の面接相談 (予約制)
	03-5467-1721	●DV専用ダイヤル 9:00～21:00 (年末年始を除く毎日)
	【LINE相談】 アカウント名 「ささえるライン@東京」	●DV専用 14:00～20:00 (年末年始を除く毎日)
	03-3400-5313	●男性のための悩み相談 月・水・木 17:00～20:00 土 14:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
東京都女性相談センター (23区居住の方)	電話相談・来所相談 (予約) 03-5261-3110 電話相談受付時間外の緊急 相談 03-5261-3911	(電話相談) 月～金 9:00～21:00 土・日・祝日・年末年始 9:00～17:00 *電話での相談を受け、必要に応じて面 接の予約を行う。
東京都女性相談センター 多摩支所 (多摩・島しょ地区居住 の方)	電話相談・来所相談 (予約) 042-522-4232	(電話相談) 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) ※女性相談センター多摩支所の電話相談 受付時間外は、上記、女性相談センター 電話 03-5261-3110 へおかけください。 *電話での相談を受け、必要に応じて面 接の予約を行う。
女性の人権ホットライン	東京法務局人権擁護部 【電話相談】 0570-070-810(ナビダイヤル) 03-5363-3071 【メール相談】 https://www.jinken.go.jp/	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始 を除く)



子 供

児童相談所又は区市町村子供家庭支援センターへ

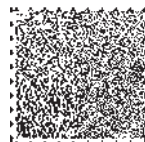
名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都児童相談センター (千代田区、中央区、 新宿区、文京区、台東区、 渋谷区、練馬区、島しょ部)	新宿区北新宿 4-6-1 東京都子供家庭総合センター内 ・練馬区、小笠原支庁 03-5937-2311 ・渋谷区、文京区、大島支庁 03-5937-2314 ・新宿区、中央区、千代田区、 台東区、八丈・三宅支庁 03-5937-2317 ・Fax 共通 03-3366-6036	月～金 9:00～17:00 虐待等、緊急性のある相談は 土・日・祝日（年末年始含む）も対応 9:00～17:00
4152（よいこに） 電話相談	03-3366-4152 聴覚言語障害者用Fax Fax 03-3366-6036	月～金 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00 （年末年始を除く）
東京都江東児童相談所 (墨田区、江東区)	江東区枝川 3-6-9 03-3640-5432 Fax 03-3640-5466	月～金 9:00～17:00
東京都品川児童相談所 (品川区、目黒区、大田区)	品川区北品川 3-7-21 03-3474-5442 Fax 03-3474-5596	月～金 9:00～17:00
東京都杉並児童相談所 (杉並区、武蔵野市、 三鷹市)	杉並区南荻窪 4-23-6 03-5370-6001 Fax 03-5370-6005	月～金 9:00～17:00
東京都北児童相談所 (北区)	北区王子 6-1-12 03-3913-5421 Fax 03-3913-9048	月～金 9:00～17:00
東京都足立児童相談所 (足立区)	足立区西新井本町3-8-4 03-3854-1181 Fax 03-3890-3689	月～金 9:00～17:00



子 供

児童相談所又は区市町村子供家庭支援センターへ

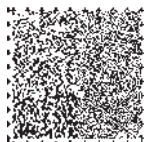
名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都八王子児童相談所 (八王子市、町田市、 日野市)	八王子市台町 3-17-30 042-624-1141 Fax 042-624-3865	月～金 9:00～17:00
東京都立川児童相談所 (立川市、青梅市、昭島市、 国立市、福生市、 あきる野市、羽村市、 西多摩郡)	立川市柴崎町 2-21-19 042-523-1321 Fax 042-526-0150	月～金 9:00～17:00
東京都小平児童相談所 (小平市、小金井市、 東村山市、国分寺市、 西東京市、東大和市、 清瀬市、東久留米市、 武蔵村山市)	小平市花小金井 1-31-24 042-467-3711 Fax 042-467-5241	月～金 9:00～17:00
東京都多摩児童相談所 (多摩市、府中市、調布市、 稲城市、狛江市)	多摩市諏訪 2-6 042-372-5600 Fax 042-373-6200	月～金 9:00～17:00
<平日夜間・土・日・祝日 の児童相談所連絡先>	○虐待通告やその他お子様の ことで緊急の相談の場合 ⇒児童相談所全国共通ダイヤル 189 ○関係機関の方や、現在都 内の児童相談所にご相談中 の方で緊急の場合 ⇒夜間緊急連絡ダイヤル 03-5937-2330	平日夜間 (17:45以降)、 土・日・祝日 (年末年始含む)



子 供

児童相談所又は区市町村子供家庭支援センターへ

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都教育相談センター	●新宿区北新宿 4-6-1 (東京都子供家庭総合センター 4 階) ●立川出張相談室 立川市錦町 4-6-3 (東京都立川合同庁舎 4 階) 【電話相談】 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン 0120-53-8288 【来所相談】 ※あらかじめ電話でご相談の上、お申し込みください。 【メール相談】 https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/mail/index.html 【SNS等教育相談 子供専用】 アカウント名 「相談ほっとLINE@東京」 詳しくはホームページをご覧ください。	【電話相談】 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン (24 時間対応：無料) 【来所相談】 予約制 平日 9:00～18:00 毎月第3土曜日 (8 月のみ第4土曜日) 9:00～17:00 (閉庁日、年末年始を除く) ※来所相談は、教育相談センター(北新宿)又は立川出張相談室のどちらかの施設を利用できます。 【SNS等教育相談 子供専用】 15:00～23:00 ※受付は22:30まで
東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室	府中市武蔵台 2-8-29 042-312-8119 (相談室直通)	月～金 9:00～12:00 (祝日・年末年始を除く)
こどもの人権 110 番	東京法務局人権擁護部 【電話相談】 0120-007-110 (フリーダイヤル) 03-5363-3075 (IP電話の方) 【メール相談】 https://www.jinken.go.jp/kodomo	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)



子 供

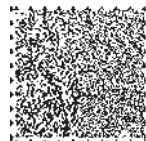
児童相談所又は区市町村子供家庭支援センターへ

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都若者総合相談センター「若ナビα」	【電話相談】 03-3267-0808 【メール相談】 P C・スマートフォン https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/ 【LINE相談】 アカウント名 「相談ほっとLINE@ 東京」 【面接相談(対面・オンライン)】 まずは、電話、メール、LINEにてご相談ください。 その後、ご本人やご家族からの申し出や相談員の判断により、面接相談の予約をいたします。	【電話相談・LINE相談】 月～土 11:00～23:00 ※受付は22:30まで (年末年始を除く) 【メール相談】 24時間(365日)受付 ※原則として18歳以上の方が対象
ネット・スマホの なやみを解決 「こたエール」	【電話相談】 0120-1-78302 【LINE相談】 アカウント名 「相談ほっとLINE@ 東京」 【メール相談】 https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/	【電話・LINE相談】 月～土 15:00～21:00 (祝日・年末年始を除く) 【メール相談】 24時間(365日)受付
警視庁 ヤング・テレホン・ コーナー	03-3580-4970	24時間相談受付 ・月～金(8:30～17:15): 専門の担当者(心理職及び警察官)が対応 ・夜間及び土・日・祝日・年末年始: 宿直の警察官が対応

高齢者

介護保険に関する相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都介護保険制度 相談窓口	03-5320-4597	月～金 9:00～12:00、 13:00～16:30 (祝日・年末年始 を除く)



高齢者

高齢者の就業に関する総合的な相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京しごとセンター・シニアコーナー	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 03-5211-2335	月～金 9:00～20:00 土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

障害者

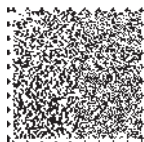
心身に障害のある方の相談 各福祉事務所等又は町村役場へ

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都心身障害者福祉センター	新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ) 12～15 階 03-3235-2946 Fax 03-3235-2968	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
東京都心身障害者福祉センター多摩支所	国立市富士見台 2-1-1 (東京都多摩障害者スポーツセンター内) 042-573-3311 Fax 042-576-5295	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

精神保健福祉にかかる相談

各保健所・保健センター等又は市役所・町村役場へ

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都立中部総合精神保健福祉センター	世田谷区上北沢 2-1-7 03-3302-7711	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) (港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区)
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	多摩市中沢 2-1-3 042-371-5560	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) (多摩地区)
東京都立精神保健福祉センター	台東区下谷 1-1-3 03-3844-2212	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) (千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ)



精神保健福祉にかかる相談
各保健所・保健センター等又は市役所・町村役場へ

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都夜間こころの 電話相談	03-5155-5028	毎日 17:00～22:00 (受付は21:30まで)

高次脳機能障害のある方の相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都心身障害者 福祉センター 高次脳機能障害専用 電話相談	新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セント ラルプラザ）13 階 03-3235-2955	月～金 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

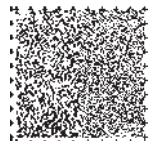
※電話での相談が難しい場合は、地域支援課 Fax 番号 03-3235-2957 までお問い合わせください。

発達障害のある方の相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都発達障害者 支援センター	【おとな TOSCA】(相談者が18歳以上) 文京区大塚 4-45-16 03-6902-2082 otona-tosca@ionp.or.jp 【こども TOSCA】(相談者が18歳未満) 世田谷区船橋 1-30-9 03-6413-0231 tosca@kisenfukushi.com	【おとな TOSCA】 受付：月～金 9:00～17:00 相談：月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) (予約制) 【こども TOSCA】 受付：月～金 9:00～17:00 相談：月・火・木・金 9:30～17:00 (祝日・年末年始を除く) (予約制)

障害者等に関する就労支援

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京しごとセンター 専門サポートコーナー	千代田区神田三崎町3-3-23 ニチレイ水道橋ビル4階 03-5211-8701 ※令和6年夏、以下へ本移転予定 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター	月～金 9:00～20:00 土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ※障害のある方をはじめ、社会的・経済 的に就労困難な事情のある方が対象
東京障害者職業センター	台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階 03-6673-3938 Fax 03-6673-3948	月～金 8:45～17:00 (祝日・年末年始を除く) 要予約
東京障害者職業センター 多摩支所	立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5 階 042-529-3341 Fax 042-529-3356	月～金 8:45～17:00 (祝日・年末年始 を除く) 要予約



障害者差別・虐待に関する相談窓口

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都障害者権利擁護センター (広域支援相談員)	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 31 階南側 障害者施策推進部内 【電話相談】 03-5320-4223 【Fax・メール相談】 Fax : 03-5388-1413 メール: syougaisyakenriyougo@ section.metro.tokyo.jp	【電話相談】 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 【来所相談】 ※電話相談を受け、必要に応じて実施。 要予約。 月～金 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 【Fax・メール相談】 24 時間 (365 日) 受付 ※返信は、上記電話相談受付時間内に行 います。

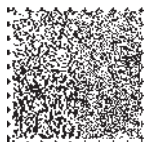
同和問題 (部落差別)

名称	所在地・電話番号	受付時間等
同和問題に関する 専門相談事業 (※)	台東区今戸 2-8-5 東京解放会館内 03-6240-6035	【電話相談】 火・金 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 【来所相談】 ※必要に応じて実施。要予約。 火・金 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

※令和 6 (2024) 年 4 月 1 日以降につきましては、人権部ホームページ 「じんけんのとびら」 内の
「相談機関のご案内」 にてご確認ください。

アイヌの人々

名称	所在地・電話番号	受付時間等
アイヌの方々のための 電話相談	0120-771-208	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

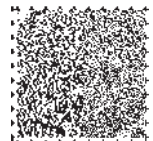


外国人 外国人相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都外国人相談	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 3 階北側 英 語 03-5320-7744 中国語 03-5320-7766 韓国語 03-5320-7700	英 語：月～金 中国語：火・金 韓国語：水 9:30～12:00、13:00～17:00 (※各言語とも、祝日・年末年始を除く)
外国人のための 人権相談所 (外国語人権相談 ダイヤル)	東京法務局人権擁護部内 新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー13階 外国人在留支援センター (FRESC) 【電話相談】 英語、中国語、韓国語、フィ リピン語、ポルトガル語、 ベトナム語、ネパール語、 スペイン語、インドネシア 語、タイ語 0570-090911 (ナビダイヤル) 【メール相談】 https://www.moj.go.jp/ JINKEN/jinken21.html	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
公益財団法人 東京都つながり創生財団 東京都多言語相談ナビ (TMC Navi)	やさしい日本語、英語、中 国語、韓国語、ポルトガル 語、スペイン語、タイ語、 ロシア語、タガログ語、ベ トナム語、ヒンディー語、 ネパール語、フランス語、 インドネシア語、ミャン マー語 03-6258-1227	月～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) ※対応時間、曜日、言語等の最新情報は、 ウェブサイト等でご確認ください。 https://tabunka.tokyo- tsunagari.or.jp/soudan/navi.html

外国語による医療情報提供

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都保健医療情報 センター	03-5285-8181	【外国人患者向け医療情報サービス】 英語、中国語、韓国語、タイ語、 スペイン語 9:00～20:00 (年中無休)

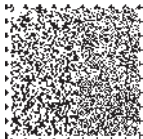


HIV／エイズ

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都HIV／エイズ電話相談	03-3227-3335	月～金 12:00～21:00 土日祝 14:00～17:00(年末年始を除く)

犯罪被害者やその家族

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都総合相談窓口 (公益社団法人被害者支援都民センター)	千代田区三番町1-5 石油健保ビル2階 03-3222-9050 042-506-1042(多摩支所) 【メール相談】 https://www.shien.or.jp	電話相談 月・木・金 9:30～17:30 火・水 9:30～19:00 (祝日・年末年始を除く)
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター (性暴力救援ダイヤル NaNa)	・全国共通フリーダイヤル #8891 (携帯電話、NTTアナログ固定電話) 0120-8891-77 (NTTひかり) ・性暴力救援ダイヤルNaNa 03-5577-3899(有料) ・子供・保護者専用性被害相談ホットライン 都内から0120-333-891 都外から03-6811-0850(有料)	電話相談 面接相談 24時間 365日 受付
性被害に関するSNS相談 (LINE相談)	アカウント名 「相談ほっとLINE@東京」	月・水・金・土 (祝日・年末年始除く) 16:00～21:00 ※受付は20:30まで
警視庁犯罪被害者ホットライン	03-3597-7830	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
性犯罪被害相談電話	全国共通短縮番号 #8103(ハートさん)	24時間対応(発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。)
弁護士会犯罪被害者支援センター (東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)	03-3581-6666	電話相談(無料) 面接相談(初回無料) 月～金 11:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
日本司法支援センター(法テラス) 犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714 (なくことないよ)	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)



インターネットによる人権侵害

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都人権プラザ 「インターネットにおける 人権侵害」に関する SNS（LINE）相談	アカウント名 「インターネットにおける 人権侵害相談@東京」	月・木・金（祝日・年末年始を除く） 16：00～22：00（受付は21：30まで） （1日1回程度60分以内） ※原則、都内在住、在勤、在学の方を対象
東京都人権プラザ 「インターネットにおける 人権侵害」に関する 法律相談	港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階 03-6722-0124（面接予約）	●相談予約電話 月～金（祝日・年末年始を除く） 9：30～17：30 ●弁護士による面接・オンライン相談 木（祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00（40分以内） ※原則、都内在住、在勤、在学の方を対象

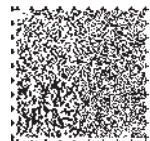
性自認・性的指向

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都性自認及び性的指向に関する専門相談	【当事者向け電話相談】 050-3647-1448 【事業者向け電話相談】 050-3138-4011 【当事者向けLINE相談】 アカウント名 「LGBT相談@東京」	【当事者向け電話相談】 火・金 18：00～22：00 【事業者向け電話相談】 火・金 10：00～17：00 【当事者向けLINE相談】 月・水・木 17：00～22：00 （全て祝日・年末年始を除く）

その他の相談機関

労働条件・賃金不払い・解雇・職場の嫌がらせ等労働問題全般の相談

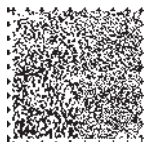
名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都労働相談 情報センター	【電話相談】 東京都ろうどう110番 0570-00-6110 【LINE相談（通話機能のみ）】 アカウント名 「労働相談情報センター」	【電話相談】 月～金 9：00～20：00 土 9：00～17：00 【LINE相談（通話機能のみ）】 月～金 9：00～20：00 （全て祝日・年末年始を除く）



その他の相談機関

労働条件・賃金不払い・解雇・職場の嫌がらせ等労働問題全般の相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
来所相談（予約制）		
東京都労働相談情報センター（飯田橋） （千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ）	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 03-3265-6110	月～金・土 9:00～17:00 夜間 月・金 17:00～20:00 英語 月～金 14:00～16:00 中国語 火・水・木 14:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）
東京都労働相談情報センター大崎事務所 （港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区）	品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエスト タワー 2 階 03-3495-6110	月～金 9:00～17:00 夜間 火 17:00～20:00 英語 火 14:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）
東京都労働相談情報センター池袋事務所 （文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区）	豊島区東池袋 4-23-9 03-5954-6110	月～金 9:00～17:00 夜間 木 17:00～20:00 （祝日・年末年始を除く）
東京都労働相談情報センター亀戸事務所 （台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）	江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 7 階 03-3637-6110	月～金 9:00～17:00 夜間 火 17:00～20:00 （祝日・年末年始を除く）
東京都労働相談情報センター多摩事務所 （多摩地域の市町村全域：八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡）	立川市柴崎町 3-9-2 6 階 042-595-8004	月～金 9:00～17:00 第1、第3土 9:00～17:00 夜間 月・水 17:00～20:00 英語 木 14:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）



労働問題に関するあらゆる分野の相談

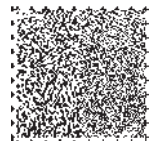
名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京労働局 総合労働相談コーナー	千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 階 03-3512-1608	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
東京労働局 有楽町総合労働相談 コーナー	千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 3 階 03-5288-8500 0120-601-556 (フリーダイヤル)	月～金 9:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)
東京労働局 都内各労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	東京労働局ホームページを 参照 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudbukyoku/roudbukyoku/kanren_shisetsu/annai.html	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

法律問題に関する相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
弁護士会 霞が関法律相談センター	千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3 階 03-3581-1511	弁護士会による面接相談 (要事前予約・有料 (一部無料)) 月～金 9:30～12:00、 13:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)
日本司法支援センター (法テラス) 法テラス・ サポートダイヤル	0570-078374 (おなやみなし)	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

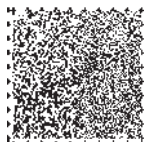
保健医療福祉相談・医療機関案内

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都保健医療情報 センター	03-5272-0303 聴覚障害者用 Fax 03-5285-8080	【保健医療福祉相談】 月～金 9:00～20:00 (祝日・年末年始を除く) 【医療機関案内】 24 時間毎日



都内の医療機関等で行われている医療に関する相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都医療安全支援センター 患者の声相談窓口	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 28 階中央 保健医療局医療政策部内 03-5320-4435	月～金 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ※主に都内の病院(20床以上)に関する 相談を承っています。
西多摩保健所医療安全 支援センター 患者の声相談窓口 (青梅市、福生市、羽村市、 あきる野市、瑞穂町、 日の出町、檜原村、 奥多摩町)	青梅市東青梅 1-167-15 0428-20-2113	月～金 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ※主に管内の診療所(19床以下)等に 関する相談を承っています。
南多摩保健所医療安全 支援センター 患者の声相談窓口 (日野市、多摩市、稲城市)	多摩市永山 2-1-5 042-310-1844	月～金 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ※主に管内の診療所(19床以下)等に 関する相談を承っています。
多摩立川保健所医療安全 支援センター 患者の声相談窓口 (立川市、昭島市、 国分寺市、国立市、 東大和市、武蔵村山市)	立川市柴崎町 2-21-19 東京都立川福祉保健庁舎内 042-526-3063	月～金 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ※主に管内の診療所(19床以下)等に 関する相談を承っています。
多摩府中保健所医療安全 支援センター 患者の声相談窓口 (武蔵野市、三鷹市、 府中市、調布市、 小金井市、狛江市)	府中市宮西町 1-26-1 東京都府中合同庁舎内 042-362-4691	月～金 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ※主に管内の診療所(19床以下)等に 関する相談を承っています。
多摩小平保健所医療安全 支援センター 患者の声相談窓口 (小平市、東村山市、 清瀬市、東久留米市、 西東京市)	小平市花小金井 1-31-24 042-450-3222	月～金 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ※主に管内の診療所(19床以下)等に 関する相談を承っています。

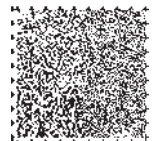


生きることに悩んでいる人の相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちの ほっとライン～	0570-087478	12:00～翌朝 5:30 年中無休
日本いのちの電話連盟	0120-783-556	毎日 16:00～21:00
東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間 年中無休
東京多摩いのちの電話	042-327-4343	毎日 10:00～21:00 毎月第3金曜日・土曜日 24時間
東京都ひきこもり サポートネット	【電話相談】 0120-529-528 【メール・訪問・来所相談】 詳しくはホームページを ご覧ください。 【ピアオンライン相談】 ピアサポーター（ひきこもりの 経験がある方やそのご家族） がお話を伺います。	【電話相談】 月～土 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 【メール相談】 24時間受付 原則3営業日以内に返信します。 【ピアオンライン相談】 原則として第2木曜日・第4火曜日 ※相談方法の詳細は、ホームページをご 確認ください。 https://www.hikikomori-tokyo.jp/

行政機関等の業務に関する相談

名称	所在地・電話番号	受付時間等
警視庁総合相談センター	＃9110 または 03-3501-0110	24時間（年中無休） 相談内容に応じて相談窓口等をご案内し ます。
行政苦情 110 番 (国の行政などに関する こと)	総務省行政相談センター 0570-090110 (お近くの総務省行政相談セン ターきくみにつながります)	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)



東京都人権プラザ

東京都は、人権啓発の拠点として、東京都人権プラザを設置しています。
管理運営は、指定管理者である（公財）東京都人権啓発センターが行っています。

東京都人権プラザ ホームページ：<https://www.tokyo-hrp.jp/>

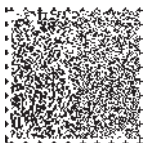
所在地など	所在地：〒105-0014 港区芝 2-5-6 芝 256 スクエアビル 1・2 階 休館日：日曜日、年末年始 開館時間：9:30 ～ 17:30 電話：03-6722-0123 FAX：03-6722-0084
主な事業	展示室…人権に関する資料、パネル等の展示（無料） 図書資料室…人権に関する図書、DVD等の閲覧・貸出（無料） 人権に関する相談…一般相談・法律相談等（電話、面接等） 詳しくは 43 頁、54 頁をご覧ください。

公益財団法人 東京都人権啓発センター

（公財）東京都人権啓発センターは、都民の人権意識の高揚を図るため、各種の事業を行っています。

（主な事業）

- ・人権に関する各種の普及啓発
- ・企業等が実施する人権に関する研修会への講師出講事業（有料／要予約）
- ・インターネットホームページによる人権情報の発信



所在地：〒105-0014 港区芝 2-5-6 芝256スクエアビル 2 階
ホームページ：<https://www.tokyo-jinken.or.jp/>
電話：03-6722-0082 / FAX：03-6722-0084

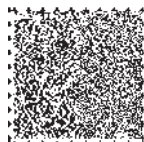
東京都人権プラザ (公財) 東京都人権啓発センター

案内図



交通

- 都営三田線「芝公園駅」A1 出口から徒歩 3 分
(エレベーターは A 3 出口)
- 都営浅草線・大江戸線「大門駅」A3 出口から徒歩 7 分
(エレベーターは A 1 出口)
- JR 線・東京モノレール「浜松町駅」南口 (金杉橋方面) から徒歩 8 分
(車いす・ベビーカー等ご使用の方は、改札を出る前に駅員にお声かけください。)



東京都総務局
人権部
ホームページ

じんけんのとびらのご紹介

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/>



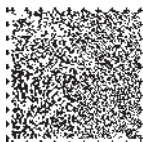
ホームページでは

- ・東京都の人権施策について
- ・様々な人権
- ・犯罪被害者等への支援
- ・インターネットと人権
- ・企業みなさまへのご案内
- ・相談機関のご案内
- ・イベントなどのご案内
- ・東京都人権プラザのご案内
- ・東京都における拉致問題
- ・人権啓発資料のご案内
- ・人権に関する都民の意識調査結果
- ・高校生・著名人からの人権メッセージなどを掲載しています。

この冊子は都民のみなさんに無償で配布しています
この冊子に対するご意見・ご感想をお聞かせください

東京都総務局人権部人権施策推進課

電話 03-5388-2588



みんなの人権

令和 6 (2024) 年 2 月 発行

編集・発行

東京都総務局人権部人権施策推進課
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号 03-5388-2588 (ダイヤルイン)

印

刷

株式会社 アイネット

印刷物規格表 第1類

印刷番号 (5) 48

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。